

令和3年11月12日
防 衛 省

(お知らせ)

自衛隊法第95条の2に基づく豪州軍の部隊の武器等の警護について

- 1 海上自衛隊護衛艦「いなづま」は、豪州軍からの要請を受け、四国南方海域における日豪共同訓練（日豪トライデント）（※）の機会に、豪海軍フリゲート「ワラマンガ」に対する自衛隊法第95条の2に基づく警護を実施しました。

※ 訓練期間：11月10日（水）～12日（金）

- 2 本年6月の日豪外務・防衛閣僚協議において、豪州軍に対する警護の準備が整ったことを確認したところ、今回が初めての当該警護実施であり、また、米軍以外に対する警護としても、今回が初めてです。
- 3 豪州軍に対する警護の実施は、「特別な戦略的パートナー」である豪州と我が国との間で、部隊間の相互運用性が向上し、より一層緊密な連携が可能となったことを示すものであり、我が国や地域の平和と安定を確保するための日豪防衛協力にとって極めて重要な進展となるものです。
- 4 今後も、こうした取組も通じ、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け、豪州との防衛協力を新たな次元へと引き上げてまいります。